

# 山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例

## 山形県環境エネルギー部みどり自然課

山形県は、「山形県鳥獣被害防止対策の推進に関する条例」を制定した（令和6年条例第56号として、同年7月9日公布・施行）。

山形県では、従来からの鳥獣による農作物の被害に加え、近年では大型獣による被害が拡大している。生物の多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境の実現を目指す。

### 1 条例制定の経緯

山形県は農業産出額のうちサクランボを始めとする果実の割合が高く、これまでは鳥類による農作物の被害が主たる問題でした。近年ではツキノワグマやイノシシなど大型獣による被害が急激に拡大しています。被害額そのものはピークを過ぎたものの、その水準は安心できるほどには下がっていません。また、ツキノワグマの目撃件数は年ごとの増減はあるものの全体の傾向として増加しており、特に冬季にも市街地への出没が目立つようになっています。さらには近年ではニホンジカが定着し、その影響が地域で出始めています。

これらにより地域住民は今までに経験したことがない状況に置かれています。

こうした厳しい状況を背景として、本条例は議員提案により令和6年7月に制定、施行されました。条例の制定の考え方について、提案理由の一部を引用しながら紹介します。

本県は、県土の7割を森林が占める一方で、最上川をはじめとする多くの河川、湖沼、湿地、田園、海浜等、豊かで変化に富んだ生態系があり、狩猟や採集を生業とするマタギ文化の伝統が息づくなど、私たちは、自然との共存を図りながら、豊かな恵みを楽しんでいます。

しかしながら、イノシシやニホンジカの生息域が拡大し、イノシシによる農作物等への被害が増したほか、カワウなどの鳥類による農林水産業への被害も継続的に発生しています。また昨今では、相次ぐクマの出没等により、県民が不安を抱え生活を送らざるを得ない状況となっています。

今日の過疎化や高齢化の進行に伴い、中山間地域の活力が低下し、耕作放棄地の発生や森林の荒廃などにより人と野生鳥獣とがすみ分けるための緩衝帯としての農地や里山林の機能が弱まっていることや、狩猟圧により野生鳥獣を本来の生息域に押し戻す機能も弱まってきていることなどが、野

生鳥獣による農林水産業への被害の発生や人の生活領域への出没につながってきており、人と野生鳥獣とのあつれきをいかにして抑制していくかが課題となっています。本県が総合発展計画で基本目標に掲げる「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさや幸せを実感できる山形」を真に実現するためにも、こうした課題に対峙することが必要です。

このため、県、市町村、県民等の関係者が相互に連携しながら、生物の多様性を維持しつつ、鳥獣被害防止対策に取り組み、野生鳥獣と共存し、安全で安心な生活環境の実現を目指すものです。

条例の審査過程においては、現在の施策の状況のみならず、諸課題に効果的に取り組むためには、環境部局と農林水産部局に分かれている現体制の見直しも検討すべきなどの意見も出たところです。

## 2 条例の概要

条例の目的は次の3点に集約されます。基本理念の確立

鳥獣被害防止対策の基本理念を明確にし、関係者が共通の理解を持つことを促します。

県民の安全確保

県民の生命や安全を最優先にし、生活環境の保護を図ります。持続可能な地域づくり

生物多様性の維持を念頭に置き、地域に適した施策を計画的に進めることを目的としています。

主な内容は次のとおりです。

### (1) 条例の目的

鳥獣被害防止対策の基本理念を定め、県の責務や県民、関係団体の役割を明確にするとともに、鳥獣被害対策を総合的かつ計画的に進め、県民と野生鳥獣との共存と良好な生活環境の確保、活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的としています。

### (2) 定義

特定野生鳥獣は、県民の生命や財産、農林水産業等に被害を及ぼす可能性のある野生生物（例えばツキノワグマ、イノシシ、ハシブトガラス、カワウなど）を明確に示し、鳥獣被害防止対策とは、これらの特定鳥獣による被害を防ぐ施策や研究を含むこと、適正管理は特定野生鳥獣の生息数を適正に抑制し生息地を管理すること、などの用語について定義しています

### (3) 基本理念

鳥獣被害防止対策は、県民の生命身体の安全の確保及び財産の保護を基本として、生物多様性への配慮や、地域の特性に応じた持続性・実効性が必要であると定義しています。さらに対策の実施については、県民の良好な生活環境の確保と有効利用による新たな付加価値の創出が地域社会の活力向上に重要であることを念頭に、関係者が相互に連携し、協力するよう明記しています。

### (4) 各主体の責務・役割

県の責務  
県は、特定の野生鳥獣の生息状況及び被害状況を把握した上で、総合的かつ計画的な対策を実施する責任があります。鳥獣は行政区域をまたいで移動・生息するため、市町村単独では対応できない事態を想定し、広域かつ専門的な対応が可能な体制を整備することとしています。

また、鳥獣被害防止対策の主役である市町村に対して、情報提供や技術的な助言などの必要な支援をすることを明記しています。

### 県民の役割

県民には、特定の野生鳥獣に対する理解を深め、自治体や関係団体が推進する対策に協力するよう求めています。

関係団体の役割

鳥獣被害防止に努める団体に対しては、適正管理や有効利用に関する人材育成や、捕獲時の事故の防止対策、地域での啓発活動の実施を求めるとともに、自治体との協力体制の構築が期待されています。

#### (5) 施策の推進

鳥獣被害の防止

県は、地域での捕獲活動、県民の日常生活圏と特定の野生鳥獣の生息域を分離するための緩衝帯の整備等の環境管理などに対する支援を行います。また、各種対策を実施する際に野生鳥獣の生態等の専門的な知識や技術が必要であることからこれらの人材の育成や、捕獲頭数が増えるほどその処理や場所の確保についてのニーズが高まることから処理施設の整備促進について明記しています。

適正管理の推進

県では、対策を効果的なものとするため科学的な知識に基づいた捕獲の実施や、高齢化や経済的な負担の増加などにより捕獲の担い手の減少が懸念されることから、捕獲に関わる人材の確保と育成に取り組むこととしています。有効利用の推進

県内では捕獲した野生動物のジビエ利用がほとんどなされていないことから、その利用

を促進し地域経済の活性化を図ることとしています。

#### (6) 調査研究・普及啓発

普及啓発活動

県は学術機関と連携した調査・研究を推進し、県民への啓発効果を高める施策に取り組みることとしています。

#### (7) 顕彰

県は鳥獣被害防止対策等の推進に顕著な功績がある者の顕彰に努めるとし、関係団体等の取組の促進を図ることとしています。

### 3 関連した取組

山形県では、条例の施行、関係団体との意見交換や他県の事例研究、直近の野生動物の出没状況や被害の傾向などを踏まえ、令和7年度は鳥獣被害対策全般を再構築しました。その結果、「知る」、「守る」、「捕る」の三つの柱を設定し、向こう3年間で集中的に取り組むべきポイントを定め、鳥獣被害対策についての予算を拡充したところです。

対策の柱の「知る」については、各種対策の前提となる野生鳥獣の生息状況等を把握し、施策の評価のために必要な調査となります。これまでもツキノワグマ、イノシシ、ニ

ホンジカなどについて継続的に実施してきました。特にツキノワグマについては昭和50年代から継続して実施してきた猟友会による残雪期における目視調査を見直し、県内の生息個体数の推計をしないこととしました。新たなアプローチでは、奥山の主要生息域にフォーカスする効率的なモニタリングを山形大学と連携して行う計画です。これにより相対的にコストを押さえつつ継続的に調査を実施できるようにになります。

次に、対策の柱の「守る」については、野生鳥獣から県民の生活環境や農林水産業を守るために、地域における防除対策を支援するものです。具体的には、農作物被害を防止するため、電気柵などの侵入防止柵の整備や地域での指導者育成を継続的に進めます。また市街地へのツキノワグマなどの出没を防ぐため獣の潜み場をなくす目的で、町内会等が藪の刈払いやえさ場となる庭先のカキやクリなどの不要果樹の伐採等を行う際の経費を支援することに加え、専門家を地域に派遣して、どの木を伐採するのが効果的であるかなどのアドバイスを利用できるようにしています。最後に、対策の柱の「捕る」については、野生鳥獣の生息個体数の適正管理や被害予防のため、県は個体数調整や市町村等による有害鳥獣捕獲の一層の推進に取り組みます。さ

らには、猟友会会員など捕獲従事者の経済的な負担軽減や技術向上へ向けた支援を拡充し、彼らが実行する対策の質を高めていきます。

## 4 今後の展望

本県では、人口が100万人を割り込む可能性が現実味を帯びてきており、その影響を考慮した新たな社会像についての議論が活発化しています。しかし、他の自治体や政府もその在るべき姿を具体的に示すには至っていません。このまま人口が減少し、耕作放棄地や森林面積が拡大し、野生鳥獣の増加や生息域が広がっていく状況を想定する中で、鳥獣被害対策を確実に推進していくためには、県、市町村、大学、猟友会などが協力し合い、持続可能な捕獲体制・防除体制を早急に築く必要があると考えます。

具体的には、行政と地域や住民との間に立ち、猟友会や山形大学と連携しながら、機動的かつ広域的に出没時の対応や被害防止策の現場指導などを担う中間支援組織の設立を構想しています。令和7年度から、県と市町村とで協議・調整の場を設け、具体的な検討を開始しています。

鳥獣被害対策は地域の農家や住民の参画が必要不可欠です。また農地の荒廃が鳥獣の集落への侵入を助長する観点から、耕作放棄地

をどう減らすか、どのような農地の配置が望ましいかなど、地域計画や地域の在り方と密接に関連しています。地域が野生鳥獣とどう向き合っていくかについて、県は20年、30年後の姿を提示し、地域との合意の下に進めていく努力が求められています。

条例の施行とこれに基づく取組を通して、野生鳥獣との共存を進めつつ、地域住民が安心して豊かに暮らせる生活環境の確保を目指していきます。

